

各務原市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(平成27年3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の消防防災力の充実強化の一層の推進を図るため、各務原市消防団に積極的に協力している事業所その他の団体に対する消防団協力事業所表示証の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所その他の団体をいう。
- (2) 協力事業所 市長が消防団の活動に協力している事業所等として認定した事業所等をいう。
- (3) 消防団長等 消防団長、自治会長その他消防団の活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 協力事業所の認定を受けようとする事業所等は、消防団協力事業所表示申請書(様式第1号)により申請を行うものとする。

2 消防団長等は、消防団の活動に協力している事業所等について、市長に協力事業所の認定の推薦をすることができる。

(認定基準)

第4条 市長は、前条第1項に規定する申請又は同条第2項に規定する推薦(以下「申請等」という。)があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。ただし、当該事業所が消防関係法令に違反をしているときは、この限りでない。

- (1) 従業員が消防団員として入団している事業所等
- (2) 従業員の消防団の活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時に資機材を消防団に提供する等の協力をしている事業所等
- (4) その他消防団の活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している等市長が特に優良と認める事業所等

(審査)

第5条 市長は、申請等があったときは、前条各号の基準に該当するか否かについて審査を行うものとする。

(表示証の交付)

第6条 市長は、審査の結果、協力事業所の認定を行ったときは、当該協力事業所に消防団協力事業所表示証(様式第2号。以下「表示証」という。)を交付するものとする。

(表示証の表示)

第7条 表示証は、協力事業所の見えやすい場所に表示するものとする。

2 協力事業所は、パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告に表示証を表示することができるものとする。この場合において、表示証は、縮小し、又は拡大することができるものとする。

(表示証交付整理簿の備付け)

第8条 表示証の交付に際して、市長は、消防団協力事業所表示証交付整理簿(様式第3号)を備え付け、表示証を交付した事業所の名称、所在地、有効期間等を記録しておくものとする。

(認定の有効期間)

第9条 協力事業所の認定の有効期間は、原則として、認定の日から2年間とする。

2 協力事業所の認定の更新を受けようとする協力事業所は、有効期間が満了する日前に消防団協力事業所表示申請書により市長に申請するものとする。この場合においては、第4条から前条まで(第6条を除く。)及び前項の規定を準用する。

3 市長は、協力事業所の認定の更新を行ったときは、表示年月を更新した表示証を交付するものとする。

4 協力事業所の認定の有効期間を経過した事業所等は、第7条に規定する表示を行うことができない。

(認定の取消し)

第10条 市長は、協力事業所が事業を廃止し、又は休止したとき、第4条各号に掲げる基準に該当しなくなったとき、偽りその他不正な手段により協力事業所の認定を受けたとき、その他協力事業所として適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、相手方に対し、当該認定の取消しの理由を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第11条 市長は、協力事業所の名称、消防団への協力内容その他の事項について、
広報紙等により公表するものとする。

(協力事業所の表彰)

第12条 市長は、協力事業所を各務原市消防職員等表彰規程（昭和58年消防本部
訓令第1号）第4条の規定により表彰することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する